

消防法による命令の公告

Notification of Order under the Fire Service Act

2019年4月15日現在

命令の対象となった 防火対象物又は施設	所在地	札幌市中央区南9条西11丁目1270番地13、1270番地12
	名称	ノーブルレラ南9条
	完成検査番号	
命令を受けた者	株式会社日進LRD 代表取締役 塚田 雅夫	
命令事項	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年12月15日までに、上記防火対象物に屋内消火栓設備を設置すること。ただし、上記防火対象物に動力消防ポンプ設備を設置した場合は、1階及び2階の部分に限り屋内消火栓設備を設置しないことができる。 ・平成29年12月15日までに、上記防火対象物に動力消防ポンプ設備を設置すること。ただし、上記防火対象物の1階又は2階に屋内消火栓設備を設置した場合は、当該設備の有効範囲内の部分について動力消防ポンプ設備を設置しないことができる。 ・平成29年12月15日までに、上記防火対象物に設置されている自動火災報知設備を技術上の基準に適合するよう改修すること。 ・平成29年12月15日までに、上記防火対象物に放送設備を設置すること。 ・平成29年12月15日までに、上記防火対象物に設置されている非常コンセント設備の非常電源を自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備によるものとする。 	
命令発令日	平成29年7月4日	
命令発令者	札幌市中央消防署長	
Building or facility targeted by the order	Location	Minami 9-jo Nishi 11-chome 1270-13 and 1270-12, Chuo-ku, Sapporo-shi
	Name	Noblerera Minami 9-jo
Violation of the Fire Service Act	<ul style="list-style-type: none"> ・Indoor fire hydrant is not installed. ・Power driven fire pump is not installed. ・Automatic fire alarm system does not meet technical standards. ・Emergency intercom system and equipment is not installed. ・Emergency power supply for the emergency power outlet is not provided by in-house power generation, batteries or fuel cells. 	